

仕 様 書

1 件名

長崎平和ハーフマラソン交通誘導等業務委託

2 履行期間

契約締結日 ～ 令和7年11月17日（月）

3 業務内容（業務内容及び人数は、変更となる場合があります、別途、打合せを行うものとする。）

(1) 交通誘導

① 勤務時間、配置場所、警備員数及び業務内容については、別紙「警備員配置及び業務一覧表」のとおりとする。

② 業務日 令和7年11月16日（日）

(2) 誘導用資材（コーン、コーンバー及び矢印板等）の調達及び誘導用資材、看板の設置・撤去（調達数及び設置場所は変更となる場合がある。）

① 業務内容

誘導用資材の調達及び業務日における誘導用資材、矢印板の設置・撤去、設置については、業務日の早朝に行い、午前8時までに受注者が全設置を完了させること。※トンネル内や特殊な場所を除く。

② 誘導用資材設置

交通規制開始時に所定の位置に移動させること。なお、集合設置を指示している場所については、担当警備員（警備員が配置されていない場所はスタッフリーダー）と事前に場所の確認を行っておくこと。

別紙 「誘導用資材個数及び配置一覧」及び「配置図」などを参考に設置及び撤去を行うこと。

なお、特殊1については、交通規制を開始する8：30から稲佐橋を出発し、4トン車等で100mごとに車道に10個ずつ（12か所）置いていくこと。

また、特殊2については、事前に近くの合流などにトラックなどで待機し、交通規制を開始する8：30から順次コーンとバーを設置するものとする。特殊2については、必要に応じ現地スタッフの補助を行うが、今後発注者と調整を行うこと。

また、特殊1、2の設置は8時50分までに完了すること。

交通規制の関係から、特殊1、2ともに、ランナー通過後、直ちに撤去を行うこと。また、特殊1、2ともに竹岩橋から稲佐橋方面に向けて撤去を行うこと。撤去の具体的方法については今後発注者と密に調整すること。

③ 調達個数（別紙「誘導用資材個数及び配置一覧」参照）

コーン 2, 674個

（内、自光式110個：西泊トンネル、木鉢トンネル及び戸町トンネル）

コーンバー 329本

公団式矢印板 12個

(3) その他

① 警察との協議等

主要な交通誘導箇所における業務内容に関し、警察との連携を図ること。

② スタッフ説明会及び会議への出席

事前に開催するスタッフ説明会及び会議へ出席し、業務内容に関し、スタッフとの連携を十分に図ること。

③ 業務内容の確認

事前に、現地等を調査し、業務内容の確認を行うこと。また、大会当日はエリアリーダーと打合せを行い、情報共有を図ること。

④ 警備員の配置に際し、バイク等の車両を使用する場合は、交通法規を遵守するとともに、大会運営に支障をきたさないよう、対策を講じること。

4 警備員の構成及び装備等

(1) 交通誘導警備検定合格者は、検定合格警備員の配置基準に従って配置すること。なお、本業務は、交通誘導員A（有資格者）56人、交通誘導員B 161人で計上しており、配置場所等については、現場状況と関係機関との調整により監督員と協議すること。（契約変更の対象とする。）

(2) 交通誘導業務には、警備員の指揮、監督を行う総括責任者を会場内に1人配置すること。

また、必要に応じて、総括責任者の補助をする責任者を必要人数配置すること。総括責任者は、長崎平和ハーフマラソン実行委員会の指示を受けるものとする。

(3) 勤務中は、制服、制帽、警笛、雨具（雨天時）を必ず着用し、トランシーバー若しくは携帯電話（総括責任者にあたっては携帯電話は必携）及び交通誘導棒等を装備すること。

なお、トランシーバー等の通信機材や業務に必要な一般的な資材は、受注者で準備すること。

(4) 常に大会事務局職員に準ずる者としての心掛けを持って従事し、言動に注意して、大会関係者、参加者及び一般観覧者等への対応に配慮すること。そのために、従事者に対して、事前に業務内容の説明及び研修を十分に行っておくこと。

5 その他

(1) 受注者は、本業務に必要な資格者を配置すること。

(2) 業務場所で緊急事態、事故等が発生したときは、直ちに実行委員会、警察及び消防等に適宜連絡するとともに適切な処置をとり、事態の沈静化、事故の拡大防止等に努めること。

(3) 状況等により配置場所の変更等が生じた場合は、実行委員会の指示に従うこと。

(4) 総括責任者は、警備報告書を作成し、業務終了後に提出すること。

(5) その他、仕様書に記載のない事項については、実行委員会の指示を受けること。

なお、業務内容の詳細については、別途、打合せを行うこととする。

(6) 当該業務委託の履行にあたっては、事前に「警備計画書」（任意様式）を提出し、承認を得ること。

(7) 契約時に労働保険料納入証明書の写し（直近に発行されたもの）を提出すること。

(8) 受注者は、別添「契約約款」に従って契約を締結するものとする。なお、契約約款第3条第2項に規定する承諾に関しては、別添「第三者委託承諾願書」により行うものとする。

(9) 入札時には、入札書に「業務費内訳書」を添付すること。なお、業務費内訳書には、値引き、マイナス計上の項目を記載してはならない。